



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和7年3月13日
発行:紋別警察署
交通課
電話:0158-23-0110
NO.14



歩行者を守る運転を！！

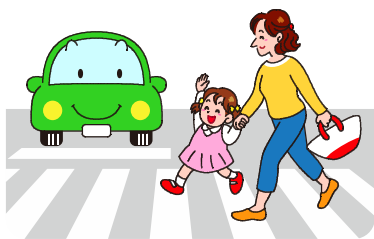


春が近づくにつれ、人や車の往来が活発になります。

ドライバーのみなさんは、横断歩道では歩行者が優先であることを再認識し、横断歩道を通過するときや、交差点での右左折の際は、横断歩行者に十分配慮して走行しましょう。



ルールを守って
思いやり運転！！



歩行者妨害



①直前で止まれる速度で接近

横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、横断歩道の手前で停止できるように速度を落として走行しなければなりません。

②歩行者の横断を妨げない

歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止し、かつ、その歩行者の横断を妨げてはいけません。

③停止車両の手前で一時停止

横断歩道の手前で停止している車両の横を通過するときは、停止車両の前方に出る前に、一時停止しなければなりません。

④追い抜き・追い越しは禁止

横断歩道の手前30メートル以内では、前方を走る車両を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。



泥はね運転に
注意！！



みんなで

マモルもん！
ナラール

